

統計調査分科会

第4回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第4回 統計調査分科会 議事次第

日 時：平成19年6月14日（木）14:20～15:45

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1 開会
- 2 農林水産省からのヒアリング
- 3 国土交通省からのヒアリング
- 4 経済産業省からのヒアリング
- 5 総務省統計局からのヒアリング

平成19年6月14日（木）
永田町合同庁舎第1共用会議室

齊藤主査 定刻となりましたので、第4回の統計調査分科会を始めさせていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、統計調査の民間委託にかかるガイドラインの改定作業と並行して、各府省から検討を行った所管統計調査の民間開放に向けた具体的方策について、公共サービス改革法に基づく民間開放を進めようとしているものを中心に各省のヒアリングを行っていきたいと思います。本日は農林水産省、国土交通省及び経済産業省の取り組み状況についてヒアリングを行います。

まず、農林水産省大臣官房統計部統計企画課の西岡課長からご説明をお願いいたします。10分ほどでよろしくをお願いいたします。

西岡課長 農林水産省統計企画課長の西岡でございます。資料に基づきましてご説明を差し上げたいと思います。資料1「統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について」でございます。

1点目、ガイドラインの改定作業と並行した農水省の検討状況についてでございますが、2ページ目に、昨年の公共サービス改革基本方針の閣議決定の文案をおつけしておりますが、農水省の部分につきましては、下の下線部にありますように、「公務員総人件費改革の取り組みの一環としても民間開放を推進することとし」ということで、2本の統計調査を、平成20年度から法の対象業務とする方向で検討を行うことを表明させていただきました。

このため、ガイドラインの改定につきましても主体的に、どういう業務内容がテストにより適切であるかというような観点を、各省とともに作業に加わりまして、それに合わせて農水省としても、基本的考え方とか、委託する業務範囲、調査方法などについて検討を進めました。後ほどご説明いたしますが、現時点では2本の調査ということでございます。

そのほか、既に表明をしておりますので、具体的に調査受託者を確保しなければいけないということで、調査会社とか説明会、ヒアリングを実施いたしまして、実施の具体的な課題の洗い出しなりを含め、審査させていただきました。

最後の資料に、育成・確保の取り組みということで、一つは説明会を開催いたしまして、2月に民間調査会社、農水関係の機関・団体なりにお声をおかけしたところ52社80名、かなり上回る形で参加をいただきまして、その中で、当方から事業内容を説明したりして、課題についても伺いました。そのほか、民間の調査会社を個別にヒアリングをさせていただきまして、主な要望とか課題を把握をさせていただいております。

その中で、事業者側からは、価格評価だけではなくて、しっかりした評価、総合評価の重要性とか、仕様書をいかに丁寧に書いて、事業開始後に変更が、こういう業務が追加されるとか、ああいう業務が追加されるということのないように、それは最初の段階でしっかり開示してほしい。あとは調査の規模によりまして、移行期間をしっかりと設ける。当たり前の話ですが、そういう点。あとは創意工夫を発揮する観点と、参入をしやすくするという意味で複数年契約が非常に重要ではないか。受託者の企業形態が一部、関係子会社という形に、実質上一体として業務受託しているような場合とか、一部外注を受けた会社としても、定型的な業務は外注するということがありますので、そういうものを考慮したも

の、例えば再委託の禁止という形になると、そういう部分が外れてしまうのではないかと、その辺の指摘もございました。

それ以外に、しっかり取り組む体制を整備する。民間調査会社から見ても、規模がものすごく大きいものとか、その辺に対しては、会社の規模に応じた、受託者の実務能力とのバランスにおいて、そういう調査に入札していきたい。

農林統計につきましては、特に地方部での調査員調査がかなり行われておりまして、民間の調査会社なりは、都市部にかなり調査員が手厚いということで、そういう点の調査員確保をいかにスムーズに行うかという点も課題として浮かび上がってきております。こういうような点は並行して、実務的にしっかり詰めて準備を進めたいと思っております。

1 ページ目に戻っていただきまして、準備を進めながら、現在考えております調査は、12月に表明させていただいた牛乳乳製品統計調査と生鮮食料品販売価格動向調査、指定統計と承認統計でございます。この2本ともいずれも重要な調査でございます。牛乳乳製品統計調査は、政府の加工原料乳の補給金の限度数量を算定する対象の乳製品量なりを、この調査をもとに把握する。生鮮食料品販売価格動向調査も、かつて、ネギなどの野菜の緊急輸入制限なりを発動するかしないかという政策課題がございましたが、そういう観点で、輸入品と国産品の価格差なり市況を間接的に店頭値で把握するという観点で調査をしておりまして、これも四半期に1回やっておりますが、いずれも重要な調査であるということで、重要な調査を、特にテスト法及びガイドラインで、実査を含む複数一体の業務を切り分けて、民間開放をする場合にはテストを積極的に活用するという趣旨ですので、重要な調査を、実査を含めてできるだけ包括的に出していくという観点で、この調査が該当するであろうということで選定をしております。

そのほか、調査内容が定型的であるということ。それほど難しい記帳を必要としないという点。あとは調査対象者がいずれも乳製品工場なりスーパーの実務担当者で、帳簿なりも整備されておりますし、記帳能力も高いということで、調査協力が得られやすい、郵送調査が主体であるということ。調査員調査もございますが、その規模があまり大きくないというような点から、これらをもろもろ勘案しまして、この2本を選定させていただいております。

いずれにしても、総人件費改革の一環で取り組むという命題を負っておりますので、実現可能性の高いものをという要件で選定をさせていただいている状況でございます。

2 ページ目、現在、2本を表明させていただいておりますが、当面、概算要求、ことしの夏までを目途にして、追加調査が可能であるかどうか。一つはガイドラインが出ましたので、改めてもう一度、対象業務の範囲なり調査の特性を踏まえて絞り込みをして、追加ができないかということを検討していることと、概算要求で予算を要求していくということで、予算の規模との関係も出てまいりますので、この枠組みを見据えながら追加が可能かどうかを検討したいと思っております。

そのほか、民間事業者、関係事業者、非常に関心が高いということですので、特に農林

統計調査の場合には、調査が、対企業を相手にするものから、対農家、非常に幅が広いということで、調査受託者も、民間調査会社を初め、適正な農林関係機関なり団体を含めて幅広く入ってきていただくことが非常に大事だということで、調査に応じて、適切な受託者が選定されるように、積極的に情報提供も節目節目にやっていきたいと思っております。

特に市場化テストの場合には、いわゆる事業実施経費に、必要となる人件費部分を計上して調査を委託するということですので、今後、民間受託者から受けられるしっかりした予算を確保していく。予算の確保も農水省だけの課題ではないと思いますが、しっかり確保しながら取り組むことが大事だと考えております。

テストをしっかり導入していくものは、実査を含む一体の業務、調査のポイントとなる実査の質を高く、継続的にやっていただく部分はテストをしっかり活用する。それ以外の定型的な業務なり、従来やっておりますような比較的単純な業務委託なり、そういうものは従来の通常委託を活用していくということで、データの入力業務とかプログラム開発なり、そういうものは並行して進めてまいりたいと思っております。

農水省では、総人件費改革のもとでかなり人員なり組織をスリム化しておりますが、それにかわると言っては恐縮ですが、地域のデータベースをホームページで提供したり、使いやすいデータはできるだけネット内で提供していく取り組みを進めております。そういう部分のノウハウ開発は、民間がITの分野とか非常に進んでおりますので、そういう部分は、民間のノウハウを使ってしっかり委託なりも進めてまいりたいと思っております。

以上簡単でございますが、ご紹介させていただきました。

斉藤主査 ありがとうございます。では、先生方からどうぞ。

高橋専門委員 農水省は早くから検討対象にされていていいと思っております。

今回二つ対象になっているんですが、民間業者がやることによって創意工夫ができることがあると考えることがあるかどうかということが1点と、2ページ目で、2本が出ました、その後は今後のことでしょうけれども、出てくる可能性は、現段階ですが、何かあるかどうかお聞きしたいんですが。

西岡課長 創意工夫につきましては、具体的にどの部分と、今、申し上げられる部分を持ち合わせておりませんが、一般的には、ほかのテストの例なりを見ますと、例えば督促のやり方を工夫して弾力化したり、農林統計でも郵送調査なりもやっておりますし、あとは、調査先を絞り込む際のノウハウとか、そういうような点も期待できる部分があるのではないかと、テストは本来複数年契約で、業務習熟もやりながら、その中で業務改善をしていただくという考え方がありますので、可能であれば複数年契約も生かして、その中で業務習熟をしていただきながら、改善していただけたところは改善していただくことも期待したいと思っております。

農林統計の場合に、調査によってはかなり現場でのノウハウが必要なものもありますし、そういうものをしっかり獲得していただくためにも、これも今後の検討課題だと思いますが、複数年契約もしっかり念頭に置く必要があると思っております。

現時点では 2 本ということですが、予算なり、今回もう一回ガイドラインを含めて精査する中で、追加も含めて、今、具体的に何本できるかとか、その辺までは申し上げられませんが、いずれにしても総人件費改革で、人員の削減の取り組みは 22 年度まで続きますので、当然、この 2 本で終わることはございませんので、20 年度でやったものを検証して、21 年度もしっかりやってまいりますし、命題を背負っておりますので、それはしっかり進めていきたいと思っております。

廣松専門委員 具体的な質問ですが、市場化テスト導入(20 年度)の対象候補となる統計調査の二つの実施経路で、現在、本省から地方農政局、農政事務所、統計・情報センターのどの段階に民間の業者が入ることをお考えなのか伺いたいことと、調査そのものに関する議論かもしれませんが、生鮮食料品価格・販売動向調査で 130 店舗というのがありますが、これは固定されているのか、あるタイミングで、対象となる店舗を入れかえるのでしょうか。その 2 点について伺いできればと思います。

西岡課長 実施経路も今、並行して検討しております。考え方としては、幾つかの形態があると思っておりますし、例えばプログラム開発も、農水省で既にプログラム開発で、集計システムを持っておりますので、そういうものを貸与して使っていただくような場合の実施経路のタイプと、民間が独自開発して、本社から直接郵送して回収する形態とか、幾つか考えられますので、どの形で実施経路を出すのが一番いいのかという点は今、検討しているところです。

調査によっては、例えば牛乳乳製品統計は実査準備と実査の部分を中心に考えているんですが、最終的に実査をした後に、例えば牛乳乳製品でいきますと、県間で流通しておりますので、流通している数字の審査は、業務統計をベースに、国の職員がやらなきゃいけないような場合とか、その場合は、どういう段階を経た調査でやるのが効率的であるか。

一方、生鮮食料品の場合にはそういう審査が必要ないとすれば、かなり包括的に、実査準備から審査、集計、取りまとめまでやる場合には一括的に、こういう経路を経ずにやるのではないかと。今、そこも詰めておまして、調査によって経路も変わってくると考えておりますが、包括委託になる場合には当然、こういう部分を、官の関与の必要のないものは経由せずにやるというのが一つの考え方だと思います。

生鮮食料品につきましては 130 店舗ですが、7 割ぐらいが継続客体で、一応標本は取っているんですが、実態的には継続客体はかなり多いという実態にあります。

樁専門委員 官の部分を残すというか、ある程度プロフェッショナルな方々が注力すべき部分から考えた場合、今回二つ出しましたが、今後、承認統計ないし指定統計の中で、どういうタイプの調査を包括委託する、どういう部分をプロフェッショナルな方々が注力するという点に関してのおおむねの方針がありましたら確認させていただければと思います。

西岡課長 農水省全体の総人件費改革のもとでの業務基本的考え方は、例えば作物統計とか農業経営統計調査、現場で農作物の収量を把握したり、面積を把握したりというもの

とか、農家から経営基調を聞き取る。職員のノウハウという部分がかなり生きてくる部分ですので、そういう部分は職員なりがしっかり関与してやっていかなければいけない調査である。

今回出しました二つもそうですが、実査なり、そういう部分に国の関与が相対的にそれほど強くなくても、民間で一定のテストなりを使っていただけるものはそれを使っていく。特に実査を含む一体の業務でやれるもの、おのずと、調査客体の協力を得られるとか、調査内容があまり複雑でないとか、調査員調査を導入するとしても、調査員の確保が可能である規模であるとか、そういうようなものは市場化テストをしっかりと使っていく。一方で、部分的な業務委託といたしますが、定型的、反復的な業務は通常の委託を使っていくような、非常に大まかかかもしれませんが、考え方で絞り込みを行っております。

椿専門委員 民間調査会社さんのヒアリングの中では、むしろ民間調査会社、かなり詳細な仕様書とかプロセスを教えてほしい、明示してほしいという考え方が多かったようですが、逆に、自分たちのやり方に任せてほしいという言い方はあまり聞こえてこなかったということですか。

西岡課長 契約になりますので、途中から、こういうこともやってほしい、ああいうこともやってほしいということは当然追加コストになりますので、そういうことがないようという部分の話がまず中心で、創意工夫という意味で、あまり縛らないでほしいという一般的な考え方もあるかもしれませんが、官の出す、いままでのほかの通常委託でも、そんなに高いお金であるかどうかということもありますので、途中で追加負担が起きないためには、どういう業務であるかを詳細に明示してほしいという声が共通して強かったということがあります。

斉藤主査 ありがとうございます。農水省さんからのお話はこれで終わりたいと思います。

ご案内のとおり、夏に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、そこにどう盛り込むかを中心に、当方と十分に意見交換をしながら進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

(農林水産省退室、国土交通省入室)

斉藤主査 続きまして国土交通省の取り組み状況について、国土交通省総合政策局情報管理部交通調査統計課の川上課長からご説明をお願いいたします。10分ぐらいでよろしく願いいたします。

川上課長 ご説明させていただきます。資料2をごらんいただければと思います。

一つ目は、ガイドラインの改定作業と並行してどのような検討を行ったかということですが、私ども国土交通省所管の統計調査を対象といたしまして、民間委託の実施状況、現実にどのぐらい民間委託を実施しているか、民間委託していない統計調査については、民間委託の可能性及びそれ以外の手法による業務の効率化について検討を行い、現在、民間委託を行っているものについても、業務を含めまして、公共サービス改革法に基

づく対象業務とすることが適切かどうかということ洗い出しました。

その作業のために、省内関係各課からなります検討会を設けまして、その中で、今申し上げたような視点について、民間委託による効率性とか予算確保の可能性、信頼性、正確性への影響、関連する業務や調査との関係性、受託し得る民間事業者の存在、特に調査規模とか専門的な分野でそういう事業者が存在するかという観点、民間事業者の創意と工夫の反映が見込まれるような可能性が当該調査にあるかどうか、公共サービス改革法適用に伴う準備作業にかかる資源等についての検討を精力的に行ってきたところでございます。

2番目、公共サービス改革法の対象となる方向で検討を行う統計調査及びその選定理由ということで二つ挙げさせていただいております。一つ目は鉄道車両等生産動態統計調査でございます。統計の中身について簡単にご説明をしたいんですが、横書きのものをござんいただきたいと思っております。

鉄道車両等生産動態統計調査は指定統計でございまして、昭和29年から実施しているものでございます。わが国の生産動態の全体を把握する生産統計の一部をなす調査となっておりますが、特に私どもは、鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器の運行装置の製造業の生産実態を明らかにすることを目的として毎月行っている調査でございます。

調査対象事業所でございますが、先ほど申し上げたような生産を行う従業員が10人以上の工場、全国で約100カ所ありますが、その事業所を対象といたしまして毎月実施しているものでございます。調査事項といたしましては、鉄道車両の受注、生産、月末の手持ち両数、どのぐらい仕事を抱えているかということ、金額、鉄道車両部品等の生産、出荷及び月末の在庫数量、金額ということで生産動態を把握しているものでございます。調査方法といたしましては、郵送によるもの、オンライン調査ができる事業所についてはオンライン調査を実施しているところでございます。

この調査につきましては、鉄道車両そのものについては、私どもから直接事業者にお問い合わせをして調査をして、回収をしているところですが、鉄道車両部品とか鉄道信号保安装置あるいは索道搬器の運行装置製造業につきましては、本省から地方運輸局、全国9カ所ありますが、それら経由で事業者と接触をしてもらって調査票を配布、回収をする作業をしているということで、調査系統としては2系列に分かれているところでございます。

今後、民間委託をするに当たりまして幅広く検討する必要がございますが、下にありません検討事項といたしましては、今申し上げた鉄道車両部品とか鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の調査については、本省の直轄にするということを通じて一元化して民間にお願いする作業が必要ではないかということで、その可能性について地方運輸局と打ち合わせを始めようということでございます。

鉄道車両等の動態調査については今のような内容でございますが、この調査につきましては直接郵送により実施している部分が多うございますので、調査票の配布、回収、データの電子化等の業務を一括して民間委託することが可能と考えられます。その上で、公共

サービス改革法の対象となることも含めて検討していきたいということで書かせていただきました。

二つ目が宿泊旅行統計調査でございます。これについてもまず調査内容について簡単に説明をさせていただきたいんですが、4枚目に、横書きの宿泊旅行統計調査の概要とございます。これにつきましては、全国统一基準による観光統計、承認統計としてですが、宿泊に対する調査を平成19年度、本年1月から開始した新しいものでございます。これは都道府県単位で比較可能な宿泊者数等のデータを公表することを目的としております。

調査対象施設ですが、従業員10人以上のホテル、旅館、簡易宿所でございます。標本数としては全国で1万1,000施設あります。これについては四半期ごとに調査をしております。調査事項といたしましては、宿泊目的別の割合、延べ宿泊者数、外国人延べ宿泊者数、延べ宿泊者数の居住地別の内訳、外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳などがございます。調査方法は郵送でございます。民間調査機関に、実査の準備、実査そのもの、審査、集計、分析・加工などを委託しているところでございますが、これについても今後、公共サービス改革法に基づくことが可能かどうか検討する必要がありますが、まだ検討する事項が残っておりまして、今後の検討事項としましては、現在、この調査は新しい調査としてやっておりますが、観光分科会でご議論いただいて吟味いただいているところでございます。従業員10人未満の施設についても調査をするべきではないかということがございまして、それについての調査可否の検討、観光統計と称するものは都道府県で個別に行われている部分があるんですが、そういうものの実態を調査するというので、調査の重複を是正するためにどうしたらいいかということがございます。

他の調査主体との適切な役割分担を含めた調査実施体制ということで、JNTOとか、他の主体も観光統計に着手している部分がございます。それとの整合性をどうとるか、オンライン調査が可能かどうかということが検討課題として残っています。

宿泊旅行統計調査でございますが、政府が小泉内閣以来、観光に力を入れておりまして、そのための統計が必要だということで骨太2005で明記されたものでございます。国交省ではこれを踏まえまして、今年3月から宿泊旅行統計調査を民間に委託して開始したところでございます。

宿泊旅行統計調査については、先ほどのような検討事項につきまして、実施したものの結果等も見ながら、平成22年までに見直しを行うことが決まっております。平成22年までの見直しと合わせまして、公共サービス改革法の対象とすることを含めまして検討していきたいということとして挙げさせていただいております。

以上が、我々が挙げた二つの統計調査の概要でございます。

3番目のご質問でございますが、その他統計調査業務の民間開放について具体的な取り組みがあれば記載せよということでございますが、一つは建設工事統計調査でございます。法定受託事務として、都道府県に配布、回収、審査を委託しているものでございますが、調査内容そのものは、都道府県が所管する建設業や建設工事にかかる施策と密接に関連し

ていることから、都道府県の建設業主管部局が実施しているものでございます。

都道府県が統計の質の維持向上を図る、あるいは事務の効率化のため独自の判断で民間委託を行う都道府県が出てきた場合には、国土交通省といたしまして、要綱の改正、基準の制定等の環境整備を行う方向で検討しているということで、そういう取り組みを行っているものでございます。

建築着工統計でございますが、建築主が都道府県知事に提出する建築工事届、現在、紙ベースで行われておりますが、これをもとに、都道府県が法定受託事務として調査票を作成して国土交通省に提出していただいているものでございますが、これにつきましても、都道府県が調査票の作成について民間委託を行うとする場合には、国土交通省といたしまして、要綱の改正、基準の制定等の環境整備を行う。

紙ベースとあえて申し上げましたが、都道府県レベルで IT を活用した業務の効率化についても検討しておりますので、そういう要望が出てきたときにはそれに対応できるような措置をとりたいと考えております。

以上簡単でございますが。

廣松専門委員 検討結果を伺いまして二つ質問です。まず、必ずしも時期が明示されていないんですが、鉄道車両等生産動態統計調査と宿泊旅行統計調査、いつごろをめどに民間開放をお考えなのかというのが1点目です。2点目は主として宿泊旅行統計調査にかかわることですが、1月からこういう調査が始まったということのようですが、平成22年までに見直しという文言が出てまいります、22年というと、経済センサスの最終案を煮詰めなきゃいけないタイミングでもあろうかと思いますが、その経済センサスとか、統計局が計画なさっているサービス業動向調査等も含めて、その他のサービス関係の調査との調整はどういうふうにお考えなのか、その2点を伺えればと思います。

川上課長 一つ目でございますが、いつまでにということですが、鉄道車両の生産動態統計調査につきましては、課題で申し上げましたように、調査系統を本省に吸い上げる作業がございまして、そのために、九つあります地方の運輸局とこれから調整に入るところでございます。

これは予算措置を伴うものでございますので、概算要求までにそれが整えば、一番早くて20年度からということも可能かと思いますが、あえて時期を明示できなかったのは、そこがそうなるかどうか、検討事項をこなしてからと思っております、早ければということでございます。

伴室長 宿泊旅行統計、22年にということですが、観光統計の大きな枠組みで体系的整備ということで、宿泊旅行統計だけじゃなくて、そのほかの入り込み客の調査とか消費動向の調査とかいろいろ企画しております、サービス産業の統計と経済センサスの調査項目が決まる段階で、経済センサスであれば、私たちがとっている宿泊施設についても全部調査票が行くと思われまますので、そのときに、今ですと従業員10人以上で切っているんですが、果たして従業員10人以上の規模がいいのか、部屋数がいいのか、あるいはベッド数

で捉えるか、畳の数で捉えるか、いろいろあるので、その辺を検討させていただいて、宿泊旅行統計については、経済センサスとサービス産業統計等、主管省庁とよく相談しながら、この年ぐらいをめどに検討していきたいということでございます。

廣松専門委員 そうすると、民間開放のタイミングとしては、その検討が済んでからということでもよろしいのでしょうか。

伴室長 今も一括丸投げで民間委託しているのですが、それをすぐに公共サービス改革法ののっとなってということは考えておりません。今行っている調査は、初めての調査なので、1年間やってみてその結果が出た後、精度の向上とか質の向上、創意工夫の余地があるかどうか検証させていただいてからということと考えております。

椿専門委員 宿泊旅行統計について教えていただきたいんですが、10人以上のところということからすると、国交省さん自身が、オンラインとかインターネットとかウェブページをつくることを、むしろ観光のために推奨している部分が多いのではないかと理解していますが、その意味では、将来的には、オンライン調査とかIT化を進めていけるような分野に関して民間委託という部分は、ここには集計、分析・加工まで含めてお願いしているということをお話しになっていますが、そういうところを完全にやっていただくということころは、むしろオンラインの方向へ移行すると。

西永専門官 現在も100%一般競争入札ということでやっていますが、先ほどの資料にもあったように郵送調査ということになっておりますので、契約に際し、業者は郵送調査を行う前提で価格を設定して入札していることから、急に調査方法を変えるわけにいかないんですが、次回に契約する際には、オンライン調査をやるということを含めて検討していきたいと思います。

椿専門委員 それを主要な調査系統にするようなことも含めて入札して。

西永専門官 はい。22年という話がありますが、これとは別に、オンライン調査についてはできるだけ早い段階から、開始するというところで検討したいと思っています。

椿専門委員 既に民間団体というか業界団体が、これまで観光関係に関してはデータをとっていたという実態があって、すみ分けなり、あまり重複するようなことはやらないということをお互いに今、協議しているというか、そういう点の効率化を考えていると考えてよろしいわけですか。

西永専門官 今回、国が宿泊旅行統計を全国統一基準で開始しましたが、都道府県においても宿泊の統計調査は現に行っているわけですので、そこで重複する部分が出ています。自治体としても、なるべく余分な調査はしたくないというご希望はあるようですので、そこをうまく整合性をとって、なるべく報告していただく方の負担にならない形で、すみ分けをきちんとしてやっていきたいということでございます。自治体だけじゃなくて、いろんなところで同じようなことをやっていますので、これらも含め平成22年に向けて役割分担とか統計のとり方について検討していきたいと考えております。

高橋専門委員 宿泊旅行統計調査、従業員10人未満の施設への調査可否の検討と出てい

ますが、現在、10人以上ですと、トータルの売上でどれくらいカバーしていて、それ以下だとどれくらいかというのは感触としてつかめていらっしゃるんですか。

西永専門官 宿泊客ベースで8割は10人以上でカバーしています。

高橋専門委員 民泊、民宿みたいなものはできていない。

西永専門官 民宿でも、従業員数が10人以上のところは対象となっています。10人未満のところについては、回収率が低くなりますし、回収できたとしても全体としての割合は低いものですから、統計の精度を保つ意味で、現状は10人以上ということにしています。10人未満のところについては今後の検討課題ということでございます。

熊埜御堂参事官 鉄道車両等生産動態統計調査については、概算要求に間に合うかどうかということについて明言されなかったんですが、来年度からやることについてどういう問題があるかということも含めて検討をやっていただきたい。無理やりやれと申し上げているわけではなくて、どういう問題があるかをそこで検討していただかないと、我々もガラガラと検討につき合うことはできませんから、委員の方々もお気持ちは同じだと思いますが、来年度から実施するとどういう問題があるのか、どういうことができるのか、事業者数もそう多くないようですので、ぜひ積極的な検討をお願いしたいということが1点と、宿泊旅行統計調査につきましては1年の契約でされているということで、当然、その検証が要ると思いますが、次の契約を結ばれるときに、どういう質の設定をし、どういうふうにするのか、これの設定の仕方として、会計法に基づくやり方がいいのか、公共サービス改革法に基づくやり方がいいのか、どう考えるのか、我々もヒアリングをしたいと思いますが、前広に国交省では検討されて、またヒアリングをさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

斉藤主査 ありがとうございます。私、宿泊関係のデータを、再生で温泉を支援したものですから、データを全部とったんですが、ものすごく細かいデータが全部入るんですよ。お客さんがどういうことで契約したとか、実に細かいデータが既に相当あるんですよ。しかも地域ごとにとれるし、二重、三重にならないことを願っているんですが、どこでどういうデータだったかよくわからないですが、この地域でこの温泉がなり立つとかか、中国のお客さんはどういう経由でこの温泉に来たとかか、全部チェックできるんです。そういうデータが相当、この国はそろっているのだから、そこはだれかがやっているわけです。おそらく民間の業者がやっているのかもしれませんが、屋上屋を重ねないようにうまく、役所がおやりになるのと民間と合体されるようなことが必要じゃないかともものすごく感じましたので、よろしくお願ひ申し上げます。本日はありがとうございます。

ご案内のように、公共サービス改革基本方針を夏に改定する予定でございますので、これにできるだけ盛り込んでいただくということで検討、意見交換をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

(国土交通省退室、経済産業省入室)

斉藤主査 それでは経済産業省の取り組み状況について、経済産業省経済産業政策局調

査統計部総合調整室の小川室長からご説明をお願いいたします。10分ぐらいでお願いいたします。

小川室長 経済産業省の分について説明させていただきます。

ガイドラインの改定作業と並行してどのような検討を行ったのかということですが、従来から民間の活力を活用したいと考えてきておりまして、特に承認統計につきましては、前回もご説明させていただきましたが、多くの統計が包括的な民間委託により実施されているところです。半数以上は包括的な民間委託という形になってきているわけでございます。

今回検討を行うに際しましても、こういう分科会とか統計部会の場に先行していろいろな検討を進めてきておりますが、今回、ヒアリングがあるものですから、次にありますような観点について重点的な検討を行ったところでございます。

総務省が実施するガイドラインの改定作業、5月末に申し合わせを各省でやったわけでございますが、その作業と並行いたしまして、作業の議論を踏まえつつ、国直轄の統計調査で、より高い質を確保する必要がある統計調査につきまして、統計の質、民間事業者の受注の可能性あるいは内部の業務体制等の観点から、現実的にできるものについて、実査を含む統計調査事業を一体として民間委託する業務にはどんなものがあるだろうかということについて検討を行ってきたところでございます。その結果としまして、経済産業省企業活動基本調査を公共サービス改革法の対象としたいと考えているところでございます。

理由ですが、1枚めくっていただきまして、概要がございまして、この調査自体、わが国企業の多角的活動の実態を明らかにするために、一定規模以上の会社に対して毎年行っている調査でございます。調査事項は、企業のフェース項目のほかに、親会社、子会社、関連会社の状況、経理項目、研究開発、技術、情報化、バイオテクノロジーといった、企業の多角的な活動を総合的にとらまえることを目的としておりますが、調査対象企業数が3万8,000社ということでございます。調査方法は郵送及びオンラインということで、経路は、各地域ブロックの経済産業局を通しまして、報告者に対して調査を行うものでございます。この調査について今回、公共サービス改革法の対象としたいと考えております。

総務省の研究会の報告、あるいは民間委託にかかるガイドラインで議論された方向性を踏まえまして、本調査の調査形態あるいは調査規模、したがって、民間事業者の受託可能性あるいは質の問題をクリアできるのではないかと考えております。

企業活動基本調査につきましては、すでに業務の一部において幾つかの仕事に分けて、複数の民間の事業者を活用しておりまして、これらを一体的、一元的に民間事業者に担当させることで、民間事業者の創意工夫がさらに生かされるのではないかと考えておりまして、合わせまして、国の職員の業務の効率化も期待されるということでございます。

その他、今後の取り組みは何かということでございます。私どもとしては引き続き、統計調査業務の民間開放について、指定統計、承認統計それぞれにつきまして包括的な対応が可能なものについて積極的に検討を進める予定でございます。特に国直轄の調査で、調

査員調査ではないものについては包括的な民間委託を積極的に考えていきたいと思っております。

例といたしまして、工業統計など、今、地方の法定受託事務の中で調査員調査を行っておりますが、平成 19 年からは一部、一つの企業の下に多くの事業所を有しているような、自動車とか家電とかありますが、それを本社で一括的にとろう、地域でバラバラに、事業所に対して調査票を配るのではなくて、本社に対して一括調査を行うようなことを今、企画しております、これにつきまして、平成 19 年についてはなかなか難しいかもしれませんが、20 年以降、民間委託の可能性も含めて考えております、これは調査員調査ではなくて郵送調査に切りかえていくということでございます。

他方で、小さな地域の事業所、中小・零細企業につきましては、フェース・ツー・フェースじゃないとなかなか精度の確保ができないということがございますから、統計全体の精度を確保しながら、一部大企業につきましては、私どもの調査にご理解いただくところは順次、郵送調査に切りかえるということで、統計のコストを低減しながら民間を活用していくことを考えているところでございます。

それ以外の統計調査につきましても、国と地方の役割分担のあり方、統計の質、民間事業者の受注可能性、あるいは月次ベースの動態統計はなかなか難しいところがあるんですが、公表の迅速性の確保などについて課題の整理を進めながら、さらに民間開放の可能性について検討していきたいと考えております。以上でございます。

高橋専門委員 1 ページ目の下のところに、既に業務の一部において、複数の民間事業者を活用されていらっしゃるわけですが、もう少し具体的に、どういう形で活用されておられるのかお聞きしたいんですが。

小川室長 企業活動基本調査につきましては、審査及び集計について一部民間事業者を使っているところでございます。例えば審査におきましては審査の一部、個別の調査票、個票のチェックに民間事業者といたしますか、我々の建物の中でありまして、派遣職員を使ってチェックしてもらっているところです。経理項目もありますので、例えば簿記の資格をとっている者を指定して、その人がチェックをする形になっております。

データ入力につきましては民間のパンチ入力業者であったり、集計については集計のプログラムをつくるということで、ソフトウェア業に対してプログラム作成をお願いしたりしてきておまして、そのほか、細かなことについて一般の派遣を利用してきております。

今回はそれをもう少しくりまして、さらに調査票の配布あるいは受付も含めて、調査票を配布してから、データを受け入れて、書類を審査して、データ入力してプログラムをつくって、結果表までアウトプットするというところまで、ただ、データ入力までは想定しておりますが、データのチェックからプログラム作成、アウトプットまでできるかどうか今、検討しているところでございます。

私どものシステムが民間委託に適應できるかどうか、今、最終チェック中でありまして、

調査票の配布からデータの入力までは基本的に外に出したいと思っておりますし、今後の検討によっては、システムの部分も含めて外に出したいと思っております。これを一元的にアウトソーシングする予定でございます。

廣松専門委員 企活に関して公共サービス改革法の対象にするということはいいいことだと思いますが、ほかの調査の場合もそうですが、先ほどご説明があったとおり、この調査は、企業の細かいところというか、資産内容も含めて聞いているわけですね。そういう意味で、調査対象企業の信頼を得ることが大変重要なポイントではないかと思いますが、その点については既に対応策等をお考えでしょうか。

小川室長 調査票といいましても、調査冊子みたいな形で、10 ページぐらいにのぼるようなものでございまして、企業の秘匿するような、企業秘密に属するようなものを聞き出すわけでございます。

19 年度、企業活動基本調査の小型版のような、海外事業活動基本調査あるいは外資系企業動向調査の承認統計について既に外部委託をしたところでございます。この中で、私どもとしては、調査客体に対してどのような文書を送るのか、だれの名前で、だれの封筒で、そのときに委託業者を入れるのかどうかということについて今、綿密に、落札された方々といろいろと話をしております。試験調査をして、その結果を待ってからやったらいいんじゃないかという話もありますが、実際に調査客体から気持ちよく回答を引き出すような形について、ことし、二つの調査、承認統計を経て、できるだけいい形で、企業のご理解を得ながら調査をしていきたいと考えているところでございます。

榎専門委員 この規模のものが民間委託でかなり進んでいくのは非常にいいことじゃないかと思いますが、将来的に、この種の調査は、このくらいの内容のものをとっていくと、経済センサスとかああいうものの中でも、かなりの部分が民間委託になるのかどうかということに関して、これは経産省だけではなくて、総務省さんの方の問題なのかもしれませんが。

小川室長 経済センサスの問題については、現在、21 年、23 年のセンサスについて、総務省と経済産業省の間でいろいろと議論をしているところでありますが、その中で一部、本社で一括して調査を行う本社一括調査の分が出てくるのではないかとということで、私どもとしては初めての試みですが、トライしてみたいと考えています。その中で、私どもの、いろいろな企業調査の経験、民間委託の実績を積んでいけば、経済センサスの中の本社一括調査については、民間委託も一つのスコープの中に入ってくるのではないかと考えておりますが、そこについては総務省さんと調整を進めているところでございますので、その辺で勘弁していただきたいと思っております。

廣松専門委員 企活の調査の内容を見ていて思い出したんですが、研究開発に関しては、総務省の科学技術研究調査の結果をここに引用しているわけですね。その方法は今後も変わらないと考えてよろしいんですか。

小川室長 そうですね。総務省でおとりになっている科学技術研究調査の対象と重複し

ているものについては、基本的に総務省さんのデータを移送していただくことは変わりません。

齊藤主査 ありがとうございます。いろいろ積極的に検討を進める予定でいらっしゃるということでございますので、公共サービス法もありますので、ぜひご利用いただきますように。

小川室長 お願いをしたいんですが、過度な負担になりますと、統計というのは、実際の調査日に向けていろいろな作業が必要になっております。したがって、市場化テストでいろいろなヒアリングを受けるときには、できるだけヒアリングを簡素化していただけますように私どもからお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

齊藤主査 公共サービス改革基本方針もこの夏に改めて改定いたしますので、また、十分意見を交換させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

(経済産業省退室、総務省統計局入室)

齊藤主査 続いての議題ですが、総務省統計局より、所管指定統計調査の民間開放の実施にかかわる当面の検討スケジュールについてと、平成 19 年度に実施する周期調査の民間開放への取り組み状況についてご説明をいただきます。総務省統計局統計調査部調査企画課の飯島課長から、両方合わせて 15 分ぐらいでお願いします。

飯島課長 お手元の資料を説明させていただきます。資料 4、民間開放の実施にかかる当面の検討スケジュールについてまとめたものがございますので、これをご説明させていただきます。

前回の分科会におきまして、5 月末に私どもで取りまとめました「指定統計調査の民間開放に向けた取り組みについて」というペーパーをご報告申し上げましたが、その中でも、各調査をカテゴライズした上で、こんな形で検討、取り組みをしていきますというのをまとめさせていただきましたが、時期的なものも含めまして少し詳しくまとめたものでございます。

住宅・土地統計調査は来年実施をいたします調査ですが、ことしの 7 月に試験調査も予定しておりますので、そういった実施の状況も踏まえながら、調査事項、調査方法等の基本的な事項の検討を進めてまいります。これにつきまして 9 月中に実施計画案を作成するスケジュールで考えております。

それと並行いたしまして、地方における実務上のいろいろなメリット、ニーズ等の実情に即しました民間開放の活用方策についても合わせまして、調査事項、調査方法の検討状況も踏まえながら検討していく。これにつきましては 4 月ごろから 9 月までの間に検討しまして、実施計画案に反映させることを想定しております。随時、地方公共団体の意見も聞いていく方針で考えております。実施計画が固まった後で、受託可能性等にかかる民間事業者からの意見聴取を行い、環境整備の具体的な内容の検討を行いまして、年内に取り組み措置の方向を整理したいと考えております。

個人企業経済調査につきましては、昨年、試験調査も実施をして、そのあたりの結果のデータも得ている状況でございますので、地方公共団体の実情に即した民間開放の活用方策について、地方公共団体あるいは民間事業者からの意見を聞きながら検討してまいりたいということで、直ちに着手をして、9月までに検討を進めてまいりたいと思っています。その上で、具体的な環境整備の内容の検討を経て、年内に取り組み措置の方向を整理したいと思っています。

それ以外の経常調査、毎月実施しております労働力調査、小売物価統計調査、家計調査につきましては、同じように地方公共団体の実情をよく聞きながら、それに即した民間開放の活用方策、支援的な業務を含めて幅広く検討してまいりたいと思っております。これも6月中に着手をして、9月までの間に検討を行ってまいりたいと思います。その上で、受託可能性等にかかる民間事業者からの意見を聞くこと、環境整備の具体的な内容を検討していきたいと思っております。年内に取り組み措置の方向を整理していきたいと思っております。

それ以外の調査でございますが、一つはサービス産業動向調査、これは来年度から開始しようと考えておりますが、これについては10月末までに、調査事項、調査方法等の基本的な事項を確定しまして、11月末までに、具体的な委託業務の範囲、入札方法について結論を出してまいりたいと思っております。

科学技術研究調査はことし、1回目の民間開放による調査を既に実施中でございますが、10月中旬までの民間事業者による実施状況について、9月から検証評価を開始いたしまして、官民競争入札等監理委員会と十分連携しながら、来年度以降の取り組み措置の方向を整理したいと思っております。

就業構造基本調査でございますが、現在、越前市で実施ということが決定されておりますが、民間事業者による調査準備あるいは調査実施の状況について、これから検証を行ってまいりたいと思っております。

家計消費状況調査につきましては、次回の分科会におきまして、現在の実施状況、契約内容、入札方法の改善に向けた取り組みということにつきまして、スケジュールも含めて報告をさせていただきたいと思っております。

次のページに委員限りということで、懇談会の開催についての資料をつけさせていただいております。こういう検討をしていく中で随時、有識者のご意見も伺っていこうと思っております。明日の午後報道発表しようということで準備を進めておりますが、新たに統計調査の民間開放の検討評価に関する懇談会を設置、開催をしたいと思っております。構成員は、次のページにある7名の方にご参加いただくことになっておりますが、検討事項でございますが、調査ごとの特性に応じて具体的かつ専門的な検討をしていくことが一つと、現在進めております民間開放について、入札契約の状況、業務実施状況等にかかる検証評価もさせていただく予定でございます。スケジュールのところでございますように、来週の月曜日に1回目の会合開催ということで準備を進めているところでございます。

資料5ですが、19年度に実施する周期調査の民間開放への取り組み状況ということで、

就業構造基本調査、全国物価統計調査の二つについて、地方公共団体ごとの民間開放ができるような環境整備を進めていくということで進めてまいったわけでございます。その取り組みの状況を整理したペーパーでございます。

これまでの流れということで、福井県における事務処理特例条例制定までの間の取り組みをまとめてございます。昨年10月に総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画の策定を行いまして、これと同時に、地方公共団体とこれに関する意見交換、調整を始めたところでございます。10月には全都道府県、政令市を集めた会議を開催しまして、個別に、都道府県と人口10万以上の市を対象にした質問票の送付等も行い意見照会をしている。11月には地域ブロック別に会議を開催しております。そういう中で、個別の地方公共団体とも意見交換をしてきたところでございますが、大多数の都道府県におきまして、民間事業者の活用について検討する姿勢はある状況ではございましたが、昨年10月にこういう計画を打ち出して意見を聞き始めたこともございまして、19年度実施の周期調査の民間開放に取り組むには、スケジュール的に極めて厳しいという意見が大多数でございまして、判断する上での情報が不十分という意見も見られております。

それと並行いたしまして、私どもでは、統計法施行令の改正に向けた法制局審査等の対応を行ってまいりまして、研究会での議論も踏まえながら、地方が実施する際の入札仕様書のモデル例等につきましても検討を進めてまいりました。ことしに入りましてから、入札仕様書モデル例の提示を行い、2月に統計法施行令、調査規則の改正を行ったところでございます。そういう中で、3月に福井県で事務処理特例条例を整備することになされておりました、その後、福井県との調整を進めてまいりました。

2月から3月にかけて福井県下の市町に対する合同の説明会を3回ほど開催をいたしまして、3月から各市町と個別に意見交換も、福井県と共同で行ってまいったところでございます。そういう中で、各市町からいただいた意見は、そこに主なものが書いてございますが、特に規模が小さい自治体からは、適切な民間事業者が応札する見込みが果たしてどの程度あるのか、登録調査員からの理解が得られるかどうか、業務量がどの程度変わるのか、自治体によっては、4月の統一地方選への対応が必要だということで、検討期間が不十分というご意見等もいただいているところでございますが、そういう中で越前市が、就業構造基本調査の民間開放に取り組む方針を決定されたところでございます。

越前市ですが、就業構造基本調査と書いてございますが、福井県の中で、全国物価統計調査の調査対象になる地区は幾つかあるんですが、越前市がその中には最初から入っていなかったということで、越前市の民間開放は就業構造基本調査のみという形になっております。

残りの市町の意向につきましては、福井県で現在、最終確認中ですが、今のところ、これ以外の自治体が手を挙げるかどうか、難しいのではないかと状況と伺っております。

その後の、現在までの検討の内容でございますが、各市町から指摘された課題等への対応ということで、民間事業者が応札するかどうかということにつきましては、3月に統計局

におきまして業者説明会を実施いたしまして説明を行った。これには26社ほど参加をしております。市町との情報提供の支援ということで、入札仕様書のモデル例を提示したり、あるいは登録調査員の活用可能性についても具体的な方策を現在検討、調整中という状況でございます。

次のページですが、今後の取り組みでございますが、調査の実施に向けましてさらに具体的に、入札で適切な業者選定方法について、越前市等々と検討、調整をする。実施業者が決定後に、民間事業者と連携した調査実施体制を構築できるように支援をしていく。さらに結果の検証でございますが、民間事業者による調査が動き始めてからについて幾つかの、そこに書いてあるようなポイントについて検証してまいりたいと考えております。

その後のページに具体的に、当初、地方に提示をいたしました仕様書等のモデルを参考に付けさせていただいております。これをベースに個別に、各市に適用できるように相談をしている状況でございます。以上でございます。

齊藤主査 ありがとうございます。両方ともカバーして結構ですから、どうぞ。

廣松専門委員 三つほど、質問と同時にご意見を伺いたいんですが、今回、越前市で就調だけになったようですが、越前市の中で就調の対象になった世帯数は大体どれぐらいでしょうか。今回、民間開放する場合、どれぐらいの規模になるのか、そこが知りたいということが第1点です。

2点目は資料4に関してですが、今後の検討スケジュールをまとめていただいて、幅広く検討していただくという点はいいと思います。あるいは事務局からかなり強い催促があってこういう格好になっているのかもしれませんが、個人的な印象として、かなり網羅的というか、住宅・土地統計調査から始まって、労働力、家計調査等、継続調査も入っています。もちろん検討していただくことはいいことだと思いますが、可能であれば、ある程度プライオリティをつけてというか、特に、個人企業経済調査に関しては、既に昨年の基本方針のところでは具体例として挙がっているわけですから、個人企業統計調査についての検討がもう少し前倒しにならないのかなという印象を持ちました。その上で、その他の調査、さらには三つの継続調査という順番なのかなというのを、資料4を拝見しながら思いました。お考えを伺いたいと思います。

3番目として、これは実施部局としての統計局のお考えということもありますが、一方で、政策統括官ともかかわる点かと思いますが、福井県からも意見が出ていますとおり、民間開放の体制のもとでの登録調査員のあり方というか、具体的に従来の登録調査員の方をどういうふうにご利用するとか、協力していただくとか、という点が新たに出てきた重要な問題であると思われました。登録調査員からの理解が得られるのか、登録調査員の活用可能性とか、その辺のことにしてお考えをお伺いしたい。以上三つです。

飯島課長 一番初めの越前市の調査の規模でございますが、越前市の中で調査区の数が52ございまして、調査対象になりますのが約800世帯でございます。

二つ目の、検討の優先度あるいは順番といったご指摘ですが、ご指摘のように、各調査

ごとにそれぞれ、検討のベースになる材料のそろい方が異なっているのは事実でございます。そして、ご指摘のように、個人企業経済調査につきましては、昨年の試験調査で具体的なデータも若干出ておりますので、そういう意味で、ほかの調査よりは、検討を少し先に進めることは可能ではないかと考えております。

三つ目、登録調査員の活用でございますが、越前市の中だけで 52 調査区ということで、最大、それと同じだけの調査員が場合によっては必要になる可能性もあるということで、具体的にどういう形が可能なのか、今、市の方とも相談はしておりますが、現在の登録調査員の方で、民間事業者が実施する場合でも協力してもいいというような方がおられれば、そういう方を紹介するとか、できるだけ必要な調査員を、民間開放するような場合もきちんと調査ができるように工夫をしていきたいと思っております。

齊藤主査 廣松先生からご指摘があった中で、個人企業経済調査は、確かに最初に科学技術研究調査と並んでお出しいただいたものだし、科学技術の方は直接おやりになるのに対して、こちらは地方公共団体を使ってやるということで、これができるかどうか、一つのテーマじゃないかと思えます。スケジュールの問題はあると思えますが、前倒しという意味が、できれば6月に着手されたら、9月ぐらいまでに結論的なものが出ると分科会としては理解できるぐらいでよろしゅうございますか。

飯島課長 ご指摘のようなことにつきまして、中で、どのくらいのスケジュールが置けるか少し検討させていただきたいと思えます。前回ご報告申しましたように、まとめて年内にという形で考えておりましたが、既に検討材料がある程度手元にある調査でもございますし、個別に名前も出ている調査でもございますので、ご指摘の点も踏まえまして少し検討させていただきたいと思えます。

齊藤主査 よろしく願いいたします。

高橋専門委員 今回の越前市、非常に重要だと思えます。大多数の都道府県は、今回の越前市がどうなるか、様子を見ているわけですね。うまくいくかいかないか、みんな見ているわけですから、一生懸命支援されて、ぜひ成功に導いて、各都道府県が、いい結果が生まれるならやろうという形に持っていけるようにがんばっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

樫専門委員 いろいろな調査についての民間開放の検討が進んできたわけですが、個別に、住宅・土地統計、個人企業経済、労働力その他調査という形で紹介あったわけですが、統計局さんが抱えている多くの調査の中のどういう部分が、一般論として民間にできると、現在はこれぐらいの範囲ができる、将来的にはもう少し広がっていくだろうという統一的な考え方に関しては、あるいは、逆に言えば調査員調査で、民間でなくて登録調査員を使う部分はこういう部分だということに関してのジェネラルなガイドラインの考え方は将来的におつくりになるような部分があるんでしょうか。

飯島課長 まずは調査、ある程度カテゴライズしつつ、それぞれの特性に応じた検討もことし進めてまいりまして、その結果、全体的な統一的なものももし出れば、そういうも

のもまとめてまいりたいと思います。

椿専門委員 今回組織された検討会に関しては、そういうことの検討が行われる可能性があるのでしょうか。

飯島課長 まず、各調査別の個別の検討に当たっての専門的な見地からのご意見をちょうだいしたいという趣旨で設置をしたものでございます。前回の、4月まで開催しております研究会で、かなり入門的な一般論の部分ではございますが、ある程度議論いただきましたので、もう少し個別の調査に落とし込んだ議論を進めた上で、また、それを取りまとめることは必要になってくるかと考えております。

斉藤主査 今のお話で、個人企業経済調査は現段階ではかなりファーストプライオリティでやっていただくという理解をさせていただいて、3番に書いてありますような調査もテーブルに乗せていただくことは大変ありがたいんですが、ここに書いてある説明はかなり抽象的な言葉なものですから、幅広く検討するというようなことですが、具体的な考え方を教えていただけると助かるなと思いますが、現実に何かありますか。

飯島課長 現時点では、具体的な取り組みの中身につきましてはお示しできるようなものはございません。これにつきましては、できるだけ今後お示し、ご報告させていただくようにスケジュールを組んで進めてまいりたいと思います。

斉藤主査 よろしく願いいたします。全物はどこも手が挙がらなかったということですね。

飯島課長 全部結論が出ているわけではございません。次回の分科会には最終的な結果をご報告すべきかもしれないんですが、現状では越前市のみが手を挙げている状況で、ほかの市が難しそうな状況であるというところでございます。

斉藤主査 わかりました。本日はこれで終了させていただきたいと思いますが、ご案内のとおり、いつもながら、基本方針の改定に向けて十分意見交換をさせていただきながら、よろしく願いたいと思います。福井県における民間開放の取り組み状況については、できれば検証を7月末ぐらいまでにキチッとやっていただくということを頭に入れていただくと助かるなと思います。よろしく願いいたします。

熊埜御堂参事官 主査から全物の話が出ましたが、就調、全物の、今回、実施に至るまでの過程をどう考えるか、整理するかということがあると思っています。

ここで書きになっているのは、民間事業者による調査準備、調査実施というのは、今、想定されているのは、越前市でどのようにやっていかれるのか、その結果、民間事業者がうまくやっていけるのか、市との関係でどうなるのか、県との関係でどうなるのかという検証だと受けとめたんですが、委員の方々が関心を持っておられるのは、就調、全物について、都道府県での取り組みが、例えば時間的な問題だったのか、時間的な問題を越えて制度的な問題とか、いろいろな問題もあってやっぱり難しいということなのか、どのように考えるのかということだと思います。統計局の範ちゅうを越えている問題があることは承知しているんですが、事務局としても、そこについてどのように受けとめて考えてい

くのかということは、法定受託事務を捉える上では大きな問題だと思っておりますので、統計局ではこれまで福井県のみならず、いろいろな都道府県なり民間事業者とも意見交換をされてきたと思いますので、そのあたりについてある程度整理をしていただいて、次回とか次々回に、7月末までと主査がおっしゃったのはそういうことだと思いますが、ご報告をいただきたいという趣旨と私は受けとめましたので、そういう趣旨として統計局の方で検討していただければありがたいと考えております。

齊藤主査　そういうことでよろしく願いいたします。本日の統計調査分科会をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。次回の日程につきましては追ってまた事務局からご連絡させていただきます。本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

(総務省統計局退室)

齊藤主査　引き続き委員懇談会を開催したいと思いますので、恐れ入りますが、傍聴者の方は退席をお願いいたします。

(傍聴者退室)